

**STOP
不法投棄!!**

信濃の源流、犀川の清流を次世代まで!

松本出張所管内

令和5年度 不法投棄による 犀川ゴミマップ

～ゴミなどが捨てられていた場所を地図にしてみました～

やさしい気持ちを持ちましょう。

河川敷に家庭からと思われるゴミを置いていく人が後を絶ちません。誰がそれを処理するのでしょうか？ゴミを分別するのが面倒なのでしょうか？近くのゴミステーションに出す方がわざわざ川に捨てるより簡単で、気持ちも良いと思います。このような心ない人の後片付けに税金が使われてしまいます。進んでゴミ拾いをするボランティアの人たちもいます。

皆さんの“ちょっとしたやさしい気持ち”の積み重ねが大切だと思います。



▲芹田地区の皆様による清掃の様子
(長野市川合新田地先)



▲市民による一斉清掃の様子
(千曲市千本柳地先)



▲梓川 右岸77.75k付近(11月21日)



▲梓川 左岸80.25k付近(4月4日)



▲梓川 左岸64.0k付近(12月11日)

▼梓川 左岸63.75k付近(4月16日)



不法投棄は犯罪です!

- 廃棄物処理法
5年以下の懲役
もしくは
1000万円以下の罰金
またはこの両方



▲▼警察による現場捜査状況

- 河川法
3ヶ月以下の懲役
もしくは
20万円以下の罰金



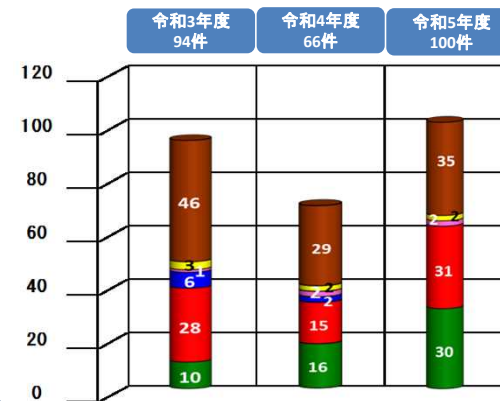
▲梓川 左岸76.75k付近(9月22日)

◎犀川には位置を示すため、犀川・千曲川を起点とする距離標が設置してあります。また、上流から下流を見て左右をそれぞれ左岸・右岸と言います。

このマップの範囲で不法投棄を見た、捨てられている場所がある等の情報がありましたら、連絡をお願いします。

連絡先: 国土交通省 千曲川河川事務所 松本出張所 ☎0263(47)2199

年別比較



凡例

ごみ分類	投棄の件数
可燃ごみ	1件
不燃ごみ	
資源ごみ(ビン・カン)	
自動車	
バイク・自転車	
家電	
その他(市町村で収集しないもの等)	

【注意事項】

- ※ 期間：平成5年4月から令和6年3月までの期間
- ※ 各駅は距離標前後1km区間内に投棄されていた件数を示す。
- ※ 家電は、家電リサイクル法対象品目のテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機等である。